入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年11月24日

南島原市鳥獣害防止対策協議会
会 長　苑田 和良

1　制眼付き一般競争入札に付する事項

（1）物 品 名　　鳥獣被害防止施設（WM柵）
（2）納品場所　　数量総括表の地区別による協議会が指定する場所。
（3）納品期限　　令和9年1月29日まで
（4）物品概要　　設計書・仕様書のとおり
（5）支払条件　　検収後、当協議会へ県補助金等が入金次第、速やかに支払う
（6）入札の種類　制限付き一般競争入札

2　制限付き一般競争入札参加資格等

制限付き一般競争入札参加資格、関連する事項等については、南島原市の関係諸規則、要綱等の諸規定、並びに南島原市が制限付き一般競争入札で求める参加資格要件、事業所所在地要件等を満たすことなどを準用するものとし、次のとおりとする。

（1）直近の南島原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
（2）手形交換所から取引停止処分を受けている等営状況が著しく不健全でない者。
（3）公告から入札までの期間において、地方公共団体等において指名停止等を受けていない者。
（4）過去に、農業団体、各地域等鳥獣被害防止協議会等に防護柵及び捕獲設備の納品実積を有し、誠実に履行できる者。
（5）鳥獣被害防止施設の設置説明会時に、現場で誠意をもって設置方法等の説明・指導ができる者を派遣できること。（令和8年1月以降に1日を予定。）
（6）南島原市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年南島原市告示第90号）別表左欄の措置要件のいずれにも該当しない者。入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
（7）九州内（沖縄県を除く）に本社、支店、営業所、出張所等を有する者で、本地域の被害実態等に鑑み、部品調達、故障等、設置後のフォロー等に即時対応ができる者。同一会社からの参加申請は、一営業所のみとする。

3　制限付き一般競争入札参加資格の確認等

（1）入札の参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により3（4）イに掲げる場所へ提出し、制限付き一般

競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等は、次のとおりとする。

ア　制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式１号）

イ　委任状（様式２号）（本社以外に権限を委任する場合）

ウ　契約に係る指名停止等に関する申立書（別紙様式第６号（第６条関係））

(3) 申請書等の入手方法、申請書の諸様式は、次のとおりとする。

ア　期間　この公告の日から令和8年11月30日（月）午後5時まで。

イ　当ホームページ上からダウンロードすること。

(4) 申請書等の提出期限、提出場所等

ア　期間　この公告の日から令和8年11月30日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）。ただし、受付時間は毎日午前9時から午後5時までとする。【必着】

イ　場所　〒859－2202　長崎県南島原市有家町山川58番地1
南島原市鳥獣害防止対策協議会（事務局：南島原市農林水産部農林課内）

ウ　提出部数1部とする。

(5) 制限付き一般競争入札参加資格の確認結果

令和8年11月30日（月）付けで、入札参加資格確認通知書（様式5号）を送付する。

4　入札説明書等の配付

入札説明書等は、次のとおり配布する。なお、入札説明会は行わない。

(1) 期間　3(3)アに同じ。

(2) 場所　3(3)イに同じ。

5　入札説明書に関する質問期限及び方法等

(1) 期限　令和8年11月27日（金）午後3時まで

(2) 方法　南島原市鳥獣害防止対策協議会（南島原市農林水産部農林課内）へFAX又は持参による。FAXの場合は、質問書原本を入札時に提出すること。
FAX番号：0957－82－0217

(3) 回答　令和8年11月30日（月）までに全参加者にFAXで回答する。

6　入札、開札の日時及び場所等

(1) 日時　令和8年12月3日（木）午後2時00分
※入札時刻に遅れた方は、入札に参加できません。

(2) 場所　南島原市役所有家庁舎2階会議室

(3) 持参書類等

ア　入札参加資格確認通知書（様式5号）

イ　入札書（様式第6号）

ウ　入札書用封筒（長3封筒）

エ　委任状（様式第7号（代理人が入札する場合））

オ　印鑑（入札書に使用する印は、すべて同一の印としてください。）
ただし、代理人による入札参加の場合は、代理人の認印となります。

(4) 入札保証金

免除する。

7　入札方法等

(1) 入札参加者は、入札参加資格確認通知書（様式5号）を持参すること。

(2) 代理人入札の場合は、委任状(様式7号) を持参すること。
(3) 入札書は、封筒に1通入れ、のり付け部分に押印の上、提出すること。
(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(5) いったん提出した入札書は、取替、修正又は取消しはできない。
(6) 開札は、入札参加者の面前で、最低価格入札者及び入札金額を公表する。
(7) 入札回数は、2回までとする。
(8) 入札会場への入室は、2名までとする。

8 入札の無効
(1) 南島原市契約規則 (平成18年南島原市規則第44号) 第9条各号のいずれかに該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。
(2) 制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において2に定める制限付き一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

9 落札者の決定
(1) 入札した者のうち、予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
(2) 上記に該当する者が2人以上いるときは、直ちに、くじ引きによって落札者を決定する。

10 契約の締結
(1) 売買代金は、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
(2) 契約の締結は、落札が決定した日から起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に契約書に記名押印しなければならない。落札者が上記期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を結結しないものとみなす。ただし、特別の事情等がある場合、その他会長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

11 契約保証金
(1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10以上の額とします。ただし、南島原市契約規則第25条のいずれかに該当する場合は、これに準じて契約保証金の全部又は一部の納付を免除いたします。
(2) 契約保証金は、契約履行後一定の期間内に返金いたします。
(3) 契約保証金の返還の際には利息を付しません。
(4) 契約書に係る費用負担については、落札者の負担とします。

12 その他
(1) この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、南島原市契約規則及び南島原市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱等の定めに準ずる。
(2) この公告に関する問合わせは、南島原市鳥獣害防止対策協議会(事務局: 南島原市農林水産部農林課内 〒859－2202 南島原市有家町山川58番地1 電話番号0957－73－6661) に行うこと。